

最高裁判所 (第一小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 各法人税更正処分取消等、通知処分取消請求上告受理事件

国側当事者・国 (日本橋税務署長)

平成28年2月18日不受理・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成27年3月25日判決、本資料265号-56・順号12639)

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成26年5月9日判決、本資料264号-88・順号12469)

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成●●年 (〇〇) 第●●号法人税更正処分取消等、通知処分取消請求事件について、同裁判所が平成27年3月25日に言い渡した判決に対し、申立人から上告受理の申立てがあったが、申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

よって、当裁判所は、裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定する。

主 文

本件を上告審として受理しない。

申立費用は申立人の負担とする。

平成28年2月18日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 山浦 善樹

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 池上 政幸

裁判官 大谷 直人

裁判官 小池 裕

当事者目録

申立人	国
同代表者法務大臣	岩城 光英
処分行政庁	日本橋税務署長
	大久保 勇
同指定代理人	定塚 誠
	乙部 竜夫
	関根 英恵
	木本 正樹
	牧迫 洋行
	大西 篤史
	前田 佳行
	若原 浩司
	酒井 武
	時任 英俊
	垂野 里美
	野本 寛之
	青木 雄弥
相手方	有限会社U
同代表者取締役	V
同訴訟代理人弁護士	宮崎 裕子
	鳥羽 衛
	神田 遵
	南 繁樹
	森 大樹
	遠藤 努
	中野 智仁
	子安 智博